

(教育・生涯学習)

1. 知性と豊かな心を育むまちづくり

1-1 生きる力と思いやりを育む教育の充実

- 1-1-1 確かな学力の向上
- 1-1-2 豊かな心の育成
- 1-1-3 健やかな体の育成
- 1-1-4 特別支援教育の充実
- 1-1-5 幼児教育の充実
- 1-1-6 魅力ある教育環境の整備
- 1-1-7 高等教育の充実

1-2 青少年の健全な育成

- 1-2-1 家庭教育の充実
- 1-2-2 家庭・地域・学校等との連携
- 1-2-3 青少年の非行防止活動の充実
- 1-2-4 青少年活動の支援

1-3 生涯学習社会の実現

- 1-3-1 生涯学習推進体制の充実
- 1-3-2 生涯学習機会の提供
- 1-3-3 生涯学習施設の整備

1-4 生涯スポーツの振興

- 1-4-1 生涯スポーツ推進体制の充実
- 1-4-2 スポーツ指導者・団体の育成
- 1-4-3 スポーツ施設の充実

1-5 文化・芸術の継承と創造

- 1-5-1 郷土の歴史や伝統文化の保護・継承
- 1-5-2 文化・芸術活動の振興
- 1-5-3 文化・芸術・歴史の公開・普及
- 1-5-4 埋蔵文化財の保護

施策の名称

1-1

生きる力と思いやりを 育む教育の充実

現状と課題

一人ひとりの子どもは、社会にとってかけがえのない宝であり、その健やかな成長はすべての人々の願いです。幼児期は人間形成のうえで極めて重要であり、正しい生活習慣の指導や適切な教育が大切です。幼稚園における教育は、小学校教育へのつながりとして、その役割がますます重要となっていることから、今後も保育園、小学校、家庭・地域との連携を通じて幼児教育を充実させていく必要があります。

一方、学校では、情報化社会、生涯学習社会の進展に対応した教育内容の一層の充実や学校開放、学校における事件・事故の防止や発生に対応した安全管理の徹底、いじめや不登校をなくすための環境づくり、心豊かな児童生徒を育成する教育の推進などが強く求められています。

こうした状況を踏まえ、幼稚園、小・中学校では引き続き家庭・地域との連携を図りながら、子どもたちが自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性・社会性、健やかな体など生きる力と思いやりを育むことができる教育環境づくりに取り組んでいく必要があります。

また、少子化による児童生徒の減少が進む中、変化の激しいこれからの時代を生き抜いていくためのたくましい心の育成、高度情報化・国際化へ向けた確かな学力の向上をはじめとした時代の変化に対応できる教育の充実、そして、創意工夫による地域の特色を活かした魅力ある学校づくりに努める必要があります。

さらに、きめ細かな指導による子どもの問題行動への対応、障がいをもつ児童生徒への支援、食育の充実なども期待されています。

加えて、地域の実態を考慮しながら、老朽化等に対応した幼稚園、小・中学校施設の計画的な改築・改造が求められています。

取組みの方向と目指す姿

望ましい人間形成の基礎を培うため、幼児教育の充実を図るとともに、幼稚園、保育園、小学校、家庭・地域が相互に連携し、幼児が心身ともに健やかに育つ環境づくりを推進します。

児童生徒の個性を伸ばし、安心してのびのびと学ぶことのできる環境づくり、施設の整備、教育内容の一層の充実を図るとともに、学校、家庭・地域が一体となって、児童生徒の確かな学力、豊かな人間性・社会性、健やかな体などを育む教育環境づくりを推進します。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 学力実態調査における学力偏差値	小学校 54.60 中学校 52.68 (平成18年度)	小学校 57以上 中学校 55以上	学力検査（NRT）の結果による数値 全国平均を50とした場合の偏差 小学校：4教科平均値 中学校：5教科平均値
〔指標2〕 不登校児童生徒の割合	1.2% (平成18年度)	1%以下	不登校児童生徒数÷市内全児童生徒数 不登校児童生徒：病気やけが等以外の欠席が、年間30日を超える児童生徒
〔指標3〕 児童生徒の体力運動能力の値	小学校 8種目中4種目 中学校 8種目中5種目 (平成18年度)	小学校 8種目中8種目 中学校 8種目中8種目	運動能力テストの結果による値が、県平均を上回っている種目

施策を実現する手段（基本事業の構成）

1-1-1 確かな学力の向上

小・中学校が連携した学力向上のための情報交換や合同授業研究を通して、学力の実態把握や学力向上のための具体的実践に取り組む一方、個を生かす教育活動の充実に努めます。

また、国際理解、情報教育、環境教育、福祉教育などの時代に即した教育を推進するため、各種研修会などを充実し、教職員の資質向上に努めます。

さらに、情報教育における教職員の技能向上研修を実施するとともに、コンピュータ教育事業の推進を図ります。

（主な事務事業）

- 基礎学力向上推進事業
- 英語指導助手招致事業
- コンピュータ教育事業
- 学力向上推進会議の開催
- 教職員資質向上研修会等の開催



1-1-2 豊かな心の育成

命を大切にできる心や思いやりの心を育み、人間尊重の精神を、教育活動全体を通して醸成していきます。

いじめ、不登校、さらには問題行動の未然防止やその縮減・解消に向けて、学校、家庭・地域との一層の連携強化に努めます。特に、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を進めるため、不登校傾向の児童生徒の早期発見と早期対応に努め、スクールカウンセラーの活用と適応指導教室における指導の充実を図ります。

また、定期的、随時の教育相談、調査を実施し、いじめの根絶に取り組むとともに、共通の認識にたった校内指導体制の確立を図っていきます。

さらに、道徳の時間の充実や自然体験、社会体験、ボランティア活動を推進し、児童生徒の豊かな人間関係を育み、現在や将来の生き方を考え行動できる態度や能力の育成を図ります。

(主な事務事業)

- スクールカウンセラー活用事業
- 不登校児童生徒適応指導教室（さわやか教室）事業
- カウンセリング研修会の開催
- 生徒指導主事会議の開催

1-1-3 健やかな体の育成

学校教育活動全体で行う体育の推進により、健康な体と気力の充実を図り、生涯にわたるスポーツライフの基礎づくりを目指した体育の充実に努めます。

また、性に関する指導や薬物乱用防止教育等を通して、児童生徒の健康管理能力を育成するとともに、声かけや連れ去り被害等への具体的な対応や防犯教室を実施し安全指導を徹底します。

さらに、望ましい食習慣や栄養バランスなどの食に関する指導や地元の食材を活かした給食の実施に努めるなど、家庭・地域との連携により食育を推進します。

(主な事務事業)

- 学校体育施設・設備の整備事業
- 各種研修会の開催
- 食育充実のための取組み
- 学校給食における地産地消の取組み

1-1-4 特別支援教育の充実

障がいをもつ児童生徒が、障がいの程度に応じた適切な学習を受けられるよう、特別支援学級や通級指導教室、普通教室における特別支援教育の充実を図るとともに、特別支援教育のあり方についての理解を深め、ともに学び、学校全体で支援する体制づくりを推進します。

また、訪問相談や就学指導調査など、個々の障がいに対応した相談・指導体制の充実を図るとともに、特別支援学校などの関係機関と連携し、適切な就学に努めます。

(主な事務事業)

- 特別支援教育推進（支援員配置）事業
- 特別支援教育研修事業
- 就学指導審議会事業

1-1-5 幼児教育の充実

幼稚園の機能や教育内容の充実に努めるとともに、安心して子どもを就園させることができる環境づくりに向けて、保育園、家庭・地域との連携を促進します。

また、私立幼稚園に対する支援の充実や市立幼稚園における預かり保育事業に積極的に取り組みます。

(主な事務事業)

- 預かり保育事業
- 私立幼稚園支援（就園奨励補助等）事業
- 就学前健康診断事業

1-1-6 魅力ある教育環境の整備

地域の方によるボランティア講師としての授業への参画や、児童生徒が郷土を学ぶ学習の充実を図るなどの特色ある教育活動を進めるとともに、学校の活動情報を家庭や地域に発信し、外部による評価を学校運営に活かしていくなど、開かれた学校づくりを推進します。

また、学校における安全管理の徹底、安全教育を推進するとともに、子ども見守り隊など地域と連携した活動により、通学路の安全確保に努めます。

さらに、幼稚園、小・中学校施設については、^{*}耐震診断の実施と耐震補強・大規模改造または改築を計画的に実施し、施設の安全性の確保に努めます。

(主な事務事業)

- 特色ある学校教育推進事業
- 学校施設改築・改造事業
- 学校施設耐震診断事業
- 学校施設の安全点検の実施
- 地域防犯活動への支援

1-1-7 高等教育の充実

関係機関に対して、引き続き高等教育機関等の設置の働きかけを行います。

また、就学機会の確保と人材育成のため、経済的な理由によって、高等教育への就学が困難な生徒に対し、奨学資金貸与事業の充実を図ります。

(主な事務事業)

- 奨学資金貸与事業
- 大学入学一時金貸与事業
- 高等教育機関等の誘致活動

※**食育**……自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身につける学習等の取り組み。
また、食文化や郷土を知る機会ともなる。

※**耐震診断**……昭和56年以前に設計された建物について、現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保されているかの判定を行うもの

※**特別支援学校**……障がいの程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園部・小学部・中学部・高等部で行う。

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割） —

＜市民の役割＞

- P T A活動や学校の諸活動などのボランティア活動に積極的に参加し、学校に対する関心と理解を深め、学校と連携し、地域全体で子どもの成長を見守ります。
- 学習時間の確保、学習に集中できる環境づくり、生活習慣や社会ルールなど、家庭における教育に努めます。

＜市の役割＞

- 幼稚園、学校、家庭・地域が連携しながら、子どもの学習環境を充実させます。
- 子どもの安全を確保する仕組みと学校施設等の整備・充実を図ります。



施策の名称

1-2

青少年の健全な育成

現状と課題

次世代を担う青少年が、国際的視野と豊かな感性を培い、自主性と社会性を備え、心身ともに健やかに成長することは、すべての人々の願いです。また、家庭教育は、基本的な生活習慣、思いやり、善悪の判断など教育の出発点であり、家庭は青少年の心のよりどころとなります。

しかし、核家族化・少子化の進行、情報化の進展など、青少年を取り巻く社会・生活環境は大きく変化しており、物質的な豊かさや生活の利便性が増している反面、心の豊かさやたくましく生きる力が失われ、非行の低年齢化や若者の未就労などの問題が生じています。

こうした中で、青少年が未来への夢や希望を持ち、その実現に向けてたくましく成長していくためには、家庭や地域での教育力の向上や社会全体で青少年の健全な育成に取り組んでいく必要があります。

このため、本市においても、青少年自らが積極的に社会参加し、自立した人間として必要な判断力や行動力、豊かな感性や人間性を身につけることができるよう、家庭教育を支援していく体制づくりに努めるとともに、青少年活動の支援や非行防止に向けた環境を整備していく必要があります。

また、地域社会の連帯感が希薄になっていることから、青少年健全育成団体をはじめPTA、町内会、学校等を含めた地域全体における意識の啓発、見守り体制の充実を図るとともに、これら組織間の連携を強化する必要があります。

取組みの方向と目指す姿

青少年が心身ともに健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、地域の次世代の担い手としてふさわしい自立した個人として自己を確立できるよう、家庭・地域、学校、関係機関と連携を図りながら、広く市民の理解と協力を得て、青少年の健全育成施策を推進します。



施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 他団体との連携事業の実施回数	0回 (平成18年度)	10回	白河地区少年補導員協会等との情報交換や補導活動等の回数
〔指標2〕 放課後子ども教室の実施校数	1校 (平成19年度)	15校	放課後子ども教室を実施している小学校の数

施策を実現する手段（基本事業の構成）

1-2-1 家庭教育の充実

家庭教育に対する支援の充実を図るため、家庭教育に関する学習機会の拡充と情報提供に努めます。

また、幼稚園・保育園・子育てサークル等と連携し、講座・講演会等の事業メニューの充実・拡大に努めます。

さらに、家庭教育に関する問題の解決に向けて、県の家庭教育インストラクターとの連携を図るとともに、非行問題や福祉・学校・教育などの関連する相談窓口との連携体制の整備に努めます。

（主な事務事業）

- 家庭教育学級の開設
- 家庭教育推進事業（講座・講演会等開催事業）

1-2-2 家庭・地域・学校等との連携

家庭・地域、学校等の全市的な[※]「しらかわ運動」を通じて、青少年の健全育成を図ります。

また、地域の実情を踏まえ、放課後児童クラブとの連携を図りながら、放課後子ども教室[※]を通して、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域との交流活動等を推進します。

（主な事務事業）

- 「しらかわ運動」の推進
- 放課後子ども教室推進事業

※しらかわ運動……市民が共に支え合い、明るく元気な未来に向けたまちづくりを目指し、家庭・地域、学校、職場等で取り組んでいく運動

●しらかわ運動の標語

- 「し：しっかりと大きな声であいさつを」
- 「ら：ランドセルの笑顔見守る地域の目」
- 「か：簡単なことから始めようボランティア」
- 「わ：わがまちを誇りに思えるまちづくり」

※放課後子ども教室……放課後にすべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進する事業

1-2-3 青少年の非行防止活動の充実

青少年育成市民会議の充実を図るとともに、青少年指導者養成講座などを通して、必要な知識・技術の研修を行い、指導者の育成や能力の向上に努めます。

また、万引き防止等について大規模小売店舗・警察・学校や地域防犯活動との連携を図るとともに、地域全体で有害図書対策や薬物乱用防止などの啓発活動を推進します。

さらに、青少年の事故や非行を未然に防ぐため、補導員との連携を図りながら、街頭補導・指導活動を推進します。

(主な事務事業)

- 青少年育成市民会議への支援
- 少年補導活動（補導員の巡回活動）事業
- 「3ない運動」の推進
- 「子どもの安全パトロール」の実施
- 青少年育成協賛金募金の実施

1-2-4 青少年活動の支援

青少年の幅広い視野を養うために、社会体験や自然体験などの学習機会の充実を図ります。

また、ボーイスカウト・ガールスカウト等の活動の活性化に向けて支援します。

(主な事務事業)

- キッズシアター（演劇教室）の開催
- 青少年団体の活動支援

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- 地域の祭りや環境美化活動などの行事に青少年の参加を促し、大人とのふれあいを通じて、社会規範意識の向上や他人を思いやる心の育成など、地域全体で青少年の健全育成に貢献します。

<市の役割>

- 青少年育成市民会議等が行う啓発活動や補導活動を支援しながら、青少年の健全育成を推進するための環境づくりに取り組みます。

※ 3ない運動……有害図書類の自販機等の「置かせない、買わない、買わせない」を推進する社会環境浄化運動

施策の名称

1-3

生涯学習社会の実現

現状と課題

情報化・国際化の進展、余暇時間の増大など、社会・生活環境が変化する中で、生涯を通じて新たな知識や技術を習得し、人間性豊かな生活を営むための学習活動への意欲が高まっています。また、団塊の世代の大量退職や高齢社会の到来を見据え、退職者や高齢者に対して学習機会を提供する必要があります。

さらに、生涯学習は、単に楽しくかつ多様に学ぶだけでなく、学んだ成果を地域に還元する要素も重要視され、市民一人ひとりが自発的に学習活動に取り組み、その成果を地域での活動に活かすことなど、まちづくりの担い手として活躍が期待されます。

本市では、これまで市民がいつでも、どこでも自由に機会を選択して学習できるよう、各種教室や講座、イベントなど多岐にわたる生涯学習活動の機会を提供してきました。

今後は、生涯学習基本構想を策定し、民間団体や各行政機関との連携を図りながら、生涯学習の推進体制を充実する必要があります。

また、市民の学習ニーズと地域課題に対応した生涯学習に関する情報や活動の機会を提供するなど、これまでの取組みをさらに推進するとともに、学習成果を地域へ還元する仕組みづくりや市民が生涯学び続けられる環境の整備に努めながら、市民の自主的な生涯学習活動を支援する必要があります。

さらに、公民館をはじめとした社会教育施設は地域の生涯学習やまちづくりを支援する拠点となることから、生涯学習施設の整備が求められています。

特に、新たな市立図書館については、平成18年度に設計に着手し、多様な市民の学習ニーズに応えたより良い施設整備を目指しています。今後は、図書館の整備に併せ、計画的に公民館や市民ホールの整備を図っていく必要があります。一方、表郷地域については庁舎南側2階の空きスペースを活用して、図書館等の整備を行っていく必要があります。

取組みの方向と目指す姿

市民が地域や世代を越え、生涯を通じて自ら学び、考え、行動し、その成果が地域に還元される生涯学習社会の実現に向けて、生涯学習機会の提供や推進体制の充実を図るとともに、市民の自主的な学習活動を支援します。また、生涯学習活動のための施設を有効に活用するとともに、多様な学習内容に対応する施設の整備・機能の充実に努めます。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 出前講座の利用件数	47件 (平成18年度)	70件	出前講座の年間の延べ利用件数
〔指標2〕 公民館の利用者数	67,109人 (平成18年度)	75,000人	公民館（中央公民館、表郷・大信・東公民館）の年間の延べ利用者数
〔指標3〕 市民一人当たりの図書貸出冊数	2.8冊 (平成18年度)	4.6冊	図書館（市立図書館・東図書館・表郷分館・中山義秀記念文学館）における図書の年間総貸出冊数÷人口

施策を実現する手段（基本事業の構成）

1-3-1 生涯学習推進体制の充実

生涯学習推進体制については、生涯学習施策を総合的・効果的に推進するため、生涯学習基本構想を策定するとともに、教育機関や行政機関との連携・強化に努めます。

また、民間団体等における学習プログラムの共有化と学習相談体制の充実を図りながら、市民の自主的な生涯学習活動を支援します。

さらに、地域の中で高度な技術や豊かな知識・経験を有する人材を発掘・確保し、各種行事の企画・立案などへの参画を促すなど、学習の成果を発表する機会やボランティアとして活動できる機会の拡充に努めます。

（主な事務事業）

- 生涯学習推進事業（生涯学習基本構想策定事業）

1-3-2 生涯学習機会の提供

生涯学習に関する多様な学習情報を提供するとともに、子どもから高齢者までの各世代の学習ニーズを的確に把握し、ニーズに応じた学習内容の充実を図りながら、様々な生涯学習機会の提供に努めます。

また、平成20年に開催される第20回全国生涯学習フェスティバルの開催を契機とした総合的・体系的な事業の提供に努めます。

さらに、より高度な学習ニーズへの対応や地域を担う人材の育成・定着のため、大学などの高等教育機関との連携を図っていきます。

（主な事務事業）

- 公民館クラブ活動事業
- 公民館活動（各種教室の開設）事業
- 出前講座の開催
- 図書館における読書活動
- 福島大学白河サテライト教室の開催

1-3-3 生涯学習施設の整備

公民館をはじめとした生涯学習活動のための社会教育施設等を有効に活用するとともに、学習内容の多様化に応じた施設の整備・機能の充実に努めます。

また、多様な学習ニーズに対応できる多機能な拠点施設として整備する市立図書館に図書情報システムを導入することによって、図書館サービスの充実と地域情報サービスの強化を図ります。

(主な事務事業)

- 市立図書館建設事業
- 表郷庁舎利活用事業
- 図書館情報システム整備事業

協働による施策の展開 (施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割) —

<市民の役割>

- 公民館や図書館における学習活動などへの参加を通じて、生きがいを感じる活動や趣味を持つことにより、豊かな人生を送れるように努めるとともに、学び合う仲間の輪を広げます。
- 積極的に学習活動を行い、学びを通じて自己実現を目指し、その学んだ成果を地域づくりに活かします。

<市の役割>

- 自主的、主体的な学習活動や学習成果の地域社会への還元を支援します。
- ボランティアや指導者の支援や施設の機能充実に努めるなど、市民の多様な学習ニーズに対応した生涯学習環境の整備に努めます。



施策の名称

1-4

生涯スポーツの振興

現状と課題

市民一人ひとりが生涯にわたり健康的で活力ある生活を送ることは、社会全体の活力を維持していくための基盤となります。また、近年の健康維持への関心の高まり、余暇の過ごし方の多様化など、生涯スポーツの重要性は増しています。今後は、高齢化の進行に伴い、健康の維持・増進や生きがいがづくりの側面からも生涯スポーツの果たす役割は大きく、積極的にスポーツ活動を支援していく必要があります。

一方、車社会の進展、塾通い、テレビゲーム等の影響により運動の量や機会が大きく減少し、子どもの体力の低下や運動をする子としない子の二極化が顕著となっています。また、子どもたちのスポーツ活動の受け皿として中心的な役割を果たしてきた運動部活動も、少子化による部員の減少や指導者不足など、将来に不安を残す要素となっています。

このような中、本市においては、6つの総合型地域スポーツクラブが活動を展開し、子どもから高齢者まで、スポーツを通じた市民交流がより一層活発に展開されることが期待されます。今後も、総合型地域スポーツクラブの育成と定着を図るなど、生涯にわたって身近な地域でスポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。

また、将来を担う子どもたちの健全な育成と高齢者が元気でいきいきと暮らすことができるよう、市民の自発的なスポーツ活動を支援するための指導者・団体の育成や推進体制を確立するとともに、市民が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、既存スポーツ施設・設備の適切な維持管理と充実に努め、利活用を促進する必要があります。

取組みの方向と目指す姿

市民の誰もが、性別や障がいの有無にかかわらず、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。そのため、生涯スポーツ推進体制の確立、スポーツ指導者・団体の育成、スポーツ施設の整備・充実に努めるなど、生涯にわたって身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。

※総合型地域スポーツクラブ……子どもから高齢者まで様々な人々が参加でき、地域住民が主体的に運営する総合的なスポーツクラブのことで、スポーツ振興のほかにも、世代間の交流、高齢者や障がい者の社会参加、人々の健康・体力の維持・向上など、地域社会の形成にも大きな役割を果たすもの

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 スポーツ実施率	22% (平成17年度)	50%	週1回以上スポーツ活動を行っている成人の割合
〔指標2〕 総合型地域スポーツクラブの設置数	6クラブ (平成19年度)	8クラブ	市内における総合型地域スポーツクラブの設置数
〔指標3〕 市民一人当たりのスポーツ施設の利用回数	7回 (平成18年度)	8回	市民一人当たりが年間に市のスポーツ施設を利用する回数

施策を実現する手段（基本事業の構成）

1-4-1 生涯スポーツ推進体制の充実

各種スポーツの教室開設や大会開催など、スポーツを体験する多くの機会を通じ、スポーツの振興と健康づくりに関心を持つ市民の拡大に努めます。

また、広報紙やホームページなどを通じて、スポーツ情報を提供し、体育協会や町内会などとの連携を強化しながら、地域で実施されるスポーツ活動を支援します。

さらに、子どもから高齢者まで様々な人々が参加でき、地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」を育成します。

（主な事務事業）

- スポーツ教室開設事業
- スポーツ大会開催事業
- 総合型地域スポーツクラブの育成事業
- スポーツ行事運営事業

1-4-2 スポーツ指導者・団体の育成

市民が安全にスポーツ活動を行うために、体育指導委員の適正配置と資質の向上を図るなど、スポーツの指導者として必要な技術や知識を習得した人材の育成と確保に努めます。

また、競技の普及を推進し、競技者の発掘・育成・強化に努め、スポーツ少年団をはじめとする各種スポーツ団体などの協力を得ながら、競技力の向上を図っていきます。

さらに、市民の間に幅広くスポーツを定着させるとともに、スポーツ団体の育成と組織化を推進するため、^{*}スポーツ振興基金を有効に活用します。

（主な事務事業）

- 社会体育団体育成事業
- スポーツ振興基金活用事業
- 体育協会との連携・協力
- 体育指導委員との連携・協力

*スポーツ振興基金……幅広く市民の間にスポーツを定着させるとともに、競技団体やスポーツ少年団の強化・育成、スポーツ団体の育成等を目的として、昭和57年に創設された基金

1-4-3 スポーツ施設の充実

既存のスポーツ施設・設備の適切な維持管理と充実を図るとともに、その有効な利活用を推進します。

また、スポーツは、競技としてのみならず、健康づくりやレクリエーションとしての役割を担っていることから、これらの多様なスポーツ活動のニーズに応じた施設・設備の計画的な整備に努めます。

さらに、より身近に多くの市民がスポーツに親しめる場として、学校体育施設の開放を推進します。

(主な事務事業)

- スポーツ施設・設備維持管理事業
- スポーツ施設改修事業
- 学校体育施設開放事業

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- スポーツ活動に積極的に参加し、健康づくりに役立てます。
- 自主的・主体的なスポーツ活動団体の組織化とその運営を通じて、健康の輪が広がる地域づくりを行います。

<市の役割>

- 市民の生涯スポーツや競技力の向上を図るために、体育協会等の関係団体との連携により各種スポーツ教室、競技大会の開催や選手、指導者・団体の育成を進めます。
- 総合型地域スポーツクラブの立上げとその支援体制の充実を図ります。



施策の名称

1-5

文化・芸術の継承と創造

現状と課題

社会の成熟化に伴う余暇の増大やライフスタイルの変化などを背景として、市民の価値観も心の豊かさやゆとりを重視する考え方へと変化しており、市民の手による各種文化・芸術活動も活発になっています。今後、ますます個性ある地域づくりへの意識が重視される中で、市民自らが郷土の歴史や文化を大切に、誇りと愛着を持って暮らしていくためには、地域の歴史や文化に対する理解と認識をさらに深め、歴史や文化にふれ、親しめる環境を整備していくことが求められています。

このため、文化振興事業の充実をはじめ、文化・芸術団体などとの連携による文化や芸術にふれる機会の提供や自主的な文化活動への支援、文化・芸術活動の拠点となる施設の充実を図るなど、市民自らが文化・芸術を創造できるまちづくりを推進していく必要があります。

また、市内には歴史や風土の中で育まれてきた様々な文化遺産が数多く残されています。特に、白河関跡、小峰城跡、南湖公園に代表される史跡や名勝は、白河の核となる貴重な文化遺産となっています。その一方では、都市化の進展、社会・生活環境の変化の中で失われ、忘れ去られようとしているものも少なくないため、特に重要なものは市の文化財に指定するなど、その保存に努めてきました。また、歴史民俗資料館での展示のほか、民俗・芸能の伝統文化の保護・継承活動の支援を進めてきました。

今後は、引き続き残された文化遺産の調査・研究を進め、良好な状態での保護を図り、さらには、^{*}史跡名勝南湖公園第2次保存管理計画の各施策を推進し、また、民俗・芸能の鑑賞や祭りなどの伝統的な文化活動への市民参加の促進を図り、郷土の歴史や文化への認識を深め、次世代へと継承していく必要があります。

取組みの方向と目指す姿

市民自らが文化を創造できるまちづくりを推進していくため、市民の自主的な文化活動を支援するとともに、より多くの文化や芸術にふれ、親しめることができる環境の整備に努めます。

また、貴重な文化遺産を次世代に継承していくために、郷土の歴史や伝統文化に対する市民の理解と認識を深めるとともに、文化財の調査・研究等に努め、保護と利活用を図ります。

※史跡名勝南湖公園第2次保存管理計画……昭和57年に策定された「史跡名勝南湖公園保存管理計画」より25年が経過し、南湖公園を取り巻く状況に様々な変化が起きていることから、南湖公園の環境等を適切に保存管理するために第2次保存管理計画を策定

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 市民総合文化祭参加事業	73事業 (平成18年度)	92事業	市民総合文化祭への参加事業数
〔指標2〕 資料館・集古苑の入館者数	13,049人 (平成18年度)	14,000人	歴史民俗資料館、集古苑の年間の延べ来館者数（直接鑑賞する人）

施策を実現する手段（基本事業の構成）

1-5-1 郷土の歴史や伝統文化の保護・継承

文化財の保護・継承・活用を図るため、文化財説明看板の設置などにより文化財を地域の宝として保護・継承するとともに、市民への周知により文化財に対する意識の高揚に努めます。

また、伝統文化について、映像や音声による記録保存や復活等に向けた資料の整理に努め、その振興を図ります。

（主な事務事業）

- 文化財説明看板設置事業
- 文化財保護事業
- 文化財保護啓発事業
- 国指定史跡整備事業

1-5-2 文化・芸術活動の振興

それぞれの地域で受け継がれてきた文化・芸術活動を支援し、より一層の市民の共感や参画を得ながら、市全体の文化振興を図るとともに、優れた文化芸術事業の後援などを行い、身近で優れた文化・芸術にふれる機会の充実、発表の機会の拡充を図ります。

また、市民文化祭をはじめ多彩な行事を開催し、市民が優れた文化・芸術を学び、創作・発表する機会、鑑賞する機会の拡充を図ります。

さらに、次世代を担う人材の育成と文化・芸術情報の発信を図るための機会を充実します。

（主な事務事業）

- 文化振興・支援事業（しらかわ音楽の祭典、東音楽フェスティバル、市民総合文化祭等）
- ^{*}ふるさと文化振興基金助成事業
- 中山義秀顕彰会事業
- 各文化団体事業

※ふるさと文化振興基金助成事業……市民の文化意識の高揚と文化的環境の整備充実等、本市の文化振興を図る目的で設置されたふるさと文化振興基金を運用し、団体及び個人の文化活動を支援する事業

1-5-3 文化・芸術・歴史の公開・普及

本市の文化・芸術・歴史を調査・研究し、併せて地域の歴史・文化を物語る歴史資料の収集・保存・整理に努め、様々な企画展を開催するなど、その公開を図り、市民の郷土への理解と認識を深め、次世代に伝えます。

(主な事務事業)

- 企画展開催事業
- 市史編さん事業
- 歴史民俗資料館管理運営事業
- 白河集古苑管理運営事業
- 中山義秀記念文学館管理運営事業

1-5-4 埋蔵文化財の保護

貴重な埋蔵文化財が開発により失われることがないように、関係機関との連携を強化し、遺跡調査や発掘体制の充実を図ります。

また、本市の歴史を語る上で特に重要と位置づけられた遺跡については、史跡指定を目指して内容解明の調査に取り組みます。

さらに、出土資料の整理事業に積極的に取り組むとともに、資料を活用した学習機会の提供に努めます。

(主な事務事業)

- 史跡指定を目指した重要遺跡の発掘調査事業
- 開発に伴う発掘調査事業

協働による施策の展開(施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割) —

<市民の役割>

- 文化・芸術活動に興味を持ち、積極的に文化・芸術活動へ参加するとともに、学習資源として利活用します。
- 市内各地域の歴史や伝統文化に対する関心を高め、郷土に対する愛着と誇りを持って、地域ぐるみで文化財の管理に取り組みます。

<市の役割>

- より多くの市民が文化を享受する機会を提供するとともに、自主的な芸術創造の充実など市の文化をけん引する環境づくりに努めます。
- 市民に対する文化財保護の意識の醸成や歴史的文書の活用機会を広くPRします。
- 文化・芸術事業の企画・運営や文化施設の運営、史跡の整備をはじめ、多様な参画と交流を図れるような仕組みづくりを推進します。